

森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第24号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則（昭和53年岩手県規則第74号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(信託規程の設定、変更又は廃止の承認の申請)</p> <p>第2条 森林組合（県の区域を超える区域を地区とする森林組合を除く。以下同じ。）は、法第10条第1項の規定により信託規程の承認を申請しようとするときは、信託規程設定承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、所管する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(専用契約の届出)</p> <p>第6条 森林組合及び森林組合連合会は、法第34条（法第109条第2項において準用する場合を含む。）の規定による契約を締結したときは、遅滞なく契約書の写し及び理事会の議事録抄本を添えて、その旨を知事又は所管する広域振興局長（以下「知事等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>(組合員の請求に関する届出)</p> <p>第9条 森林組合、生産森林組合（県の区域を超える区域を地区とする生産森林組合を除く。以下同じ。）及び森林組合連合会（以下「組合」という。）は、組合員（准組合員を除く。）又は会員（准会員を除く。）から法第52条、第56条及び第59条第2項（法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。）又は第65条第5項（法第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定により総会若しくは総代会の招集、役員の変更又は参事若しくは会計主任の解任の請求を受けたときは、遅滞なくその請求書の写し及び当該請求に対する措置方針を記載した書類を添えて、その旨を知事等に届け出なければならない。</p> <p>(一時役員等の職務を行うべき者の選任及び役員選挙又は選任のための総会招集の請求)</p> <p>第9条の2 森林組合及び森林組合連合会の組合員、会員その他の利害関係人は、法第53条第1項又は第3項（これらの規定を法第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一時役員若しくは代表理事の職務を行うべき者の選任を請求し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための</p>	<p>(信託規程の設定、変更又は廃止の承認の申請)</p> <p>第2条 森林組合（県の区域を超える区域を地区とする森林組合を除く。以下同じ。）は、法第10条第1項の規定により信託規程の承認を申請しようとするときは、信託規程設定承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(専用契約の届出)</p> <p>第6条 森林組合及び森林組合連合会は、法第34条（法第109条第2項において準用する場合を含む。）の規定による契約を締結したときは、遅滞なく契約書の写し及び理事会の議事録抄本を添えて、その旨を所管する局長に届け出なければならない。</p> <p>(組合員の請求に関する届出)</p> <p>第9条 森林組合、生産森林組合（県の区域を超える区域を地区とする生産森林組合を除く。以下同じ。）及び森林組合連合会（以下「組合」という。）は、組合員（准組合員を除く。）又は会員（准会員を除く。）から法第52条、第56条及び第59条第2項（法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。）又は第65条第5項（法第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定により総会若しくは総代会の招集、役員の変更又は参事若しくは会計主任の解任の請求を受けたときは、遅滞なくその請求書の写し及び当該請求に対する措置方針を記載した書類を添えて、その旨を所管する局長に届け出なければならない。</p> <p>(一時役員等の職務を行うべき者の選任及び役員選挙又は選任のための総会招集の請求)</p> <p>第9条の2 森林組合及び森林組合連合会の組合員、会員その他の利害関係人は、法第53条第1項又は第3項（これらの規定を法第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一時役員若しくは代表理事の職務を行うべき者の選任を請求し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための</p>

総会の招集を請求しようとするときは、一時役員（代表理事）の職務を行うべき者選任（役員選挙（選任）総会招集）請求書（様式第10号の2）を知事等に提出しなければならない。

（設立の認可の申請）

第11条 組合の発起人は、法第78条第1項（法第100条第3項及び第109条第4項において準用する場合を含む。）の規定により設立の認可を申請しようとするときは、設立認可申請書（様式第12号）に、次に掲げる書類を添えて、知事又は所管する局長に提出しなければならない。

（1）～（6） [略]

2 [略]

（解散の認可の申請）

第12条 組合は、法第83条第2項（法第100条第4項において準用する場合を含む。）又は第108条の2第2項の規定により解散の決議の認可を申請しようとするときは、解散認可申請書（様式第13号）に、次に掲げる書類を添えて、知事又は所管する局長に提出しなければならない。

（1）～（4） [略]

2～4 [略]

（解散の届出）

第13条 組合は、法第83条第1項第3号、第4号若しくは同条第4項（これらの規定を法第100条第4項において準用する場合を含む。）又は第108条の2第1項第3号、第4号、第6号、第7号若しくは同条第4項第3号の規定により解散したときは、解散した日から起算して2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を知事又は所管する局長に届け出なければならない。

（1）～（7） [略]

（連合会の権利義務の包括承継の認可の申請）

第18条の2 法第108条の3第1項に規定する森林組合等（以下「森林組合等」という。）は、同条第2項において準用する法第84条第2項の規定により、法第108条の3第1項に規定する連合会（以下「連合会」という。）の権利義務の包括承継の認可を申請しようとするときは、包括承継認可申請書（様式第21号の2）に、次の書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

（1）～（8） [略]

2・3 [略]

総会の招集を請求しようとするときは、一時役員（代表理事）の職務を行うべき者選任（役員選挙（選任）総会招集）請求書（様式第10号の2）を所管する局長に提出しなければならない。

（設立の認可の申請）

第11条 組合の発起人は、法第78条第1項（法第100条第3項及び第109条第4項において準用する場合を含む。）の規定により設立の認可を申請しようとするときは、設立認可申請書（様式第12号）に、次に掲げる書類を添えて、知事（生産森林組合に係るものを除く。）又は所管する局長（生産森林組合に係るものに限る。）（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。

（1）～（6） [略]

2 [略]

（解散の認可の申請）

第12条 組合は、法第83条第2項（法第100条第4項において準用する場合を含む。）又は第108条の2第2項の規定により解散の決議の認可を申請しようとするときは、解散認可申請書（様式第13号）に、次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

（1）～（4） [略]

2～4 [略]

（解散の届出）

第13条 組合は、法第83条第1項第3号、第4号若しくは同条第4項（これらの規定を法第100条第4項において準用する場合を含む。）又は第108条の2第1項第3号、第4号、第6号、第7号若しくは同条第4項第3号の規定により解散したときは、解散した日から起算して2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を知事等に届け出なければならない。

（1）～（7） [略]

（連合会の権利義務の包括承継の認可の申請）

第18条の2 法第108条の3第1項に規定する森林組合等（以下「森林組合等」という。）は、同条第2項において準用する法第84条第2項の規定により、法第108条の3第1項に規定する連合会（以下「連合会」という。）の権利義務の包括承継の認可を申請しようとするときは、包括承継認可申請書（様式第21号の2）に、次の書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

（1）～（8） [略]

2・3 [略]

(総会又は総代会の開催の届出等)

第20条 [略]

2・3 [略]

4 組合は、定款に定める通常総会又は通常総代会の開催時期に通常総会又は通常総代会を招集することができないときは、あらかじめその理由及び開催予定年月日を知事等に届け出なければならない。

(総会外選挙又は総代会外選挙に関する届出等)

第21条 森林組合及び生産森林組合は、総会外又は総代会外において役員又は総代の選挙が終了したときは、終了の日から起算して2週間以内に役員選挙録並びに選挙された役員の住所、氏名、組合員資格の内容及び経歴の概要を記載した書類又は総代選挙録を知事等に届け出なければならない。

(行政庁に対する請求)

第22条 組合員又は会員が法第111条第1項の規定により組合の業務又は会計の状況の検査を請求しようとするときは、検査請求書(様式第22号)を知事等に提出しなければならない。

2 組合員(准組合員を除く。)又は会員(准会員を除く。)が法第115条第1項の規定により議決、選挙又は当選の取消しの請求をしようとするときは、議決(選挙、当選)取消請求書(様式第23号)を知事等に提出しなければならない。

(組合長等の届出)

第23条 組合は、理事会の議決(生産森林組合にあつては、理事の互選)により組合長(森林組合連合会にあつては、会長)、専務理事又は常務理事(以下「組合長等」という。)を定めたときは、定めた日から起算して2週間以内に選任年月日、その役別、住所、氏名及び経歴の概要を知事等に届け出なければならない。

2 組合は、組合長等が退任したときは、退任した日から起算して2週間以内に退任年月日、その役別、住所、氏名及び退任の理由を知事等に届け出なければならない。

(参事、会計主任に関する届出)

第24条 組合は、参事又は会計主任を選任又は解任したときは、選任又は解任した日から起算して2週間以内にその職別、住所及び氏名を知事等に届け出なければならない。

2 [略]

(報告)

第27条 組合は、次に掲げる場合においては、当該事実が発生したときから起算して2週間以内にその旨を知事等に報告しなければならない。

(1)～(3) [略]

(総会又は総代会の開催の届出等)

第20条 [略]

2・3 [略]

4 組合は、定款に定める通常総会又は通常総代会の開催時期に通常総会又は通常総代会を招集することができないときは、あらかじめその理由及び開催予定年月日を所管する局長に届け出なければならない。

(総会外選挙又は総代会外選挙に関する届出等)

第21条 森林組合及び生産森林組合は、総会外又は総代会外において役員又は総代の選挙が終了したときは、終了の日から起算して2週間以内に役員選挙録並びに選挙された役員の住所、氏名、組合員資格の内容及び経歴の概要を記載した書類又は総代選挙録を所管する局長に届け出なければならない。

(行政庁に対する請求)

第22条 組合員又は会員が法第111条第1項の規定により組合の業務又は会計の状況の検査を請求しようとするときは、検査請求書(様式第22号)を知事に提出しなければならない。

2 組合員(准組合員を除く。)又は会員(准会員を除く。)が法第115条第1項の規定により議決、選挙又は当選の取消しの請求をしようとするときは、議決(選挙、当選)取消請求書(様式第23号)を所管する局長に提出しなければならない。

(組合長等の届出)

第23条 組合は、理事会の議決(生産森林組合にあつては、理事の互選)により組合長(森林組合連合会にあつては、会長)、専務理事又は常務理事(以下「組合長等」という。)を定めたときは、定めた日から起算して2週間以内に選任年月日、その役別、住所、氏名及び経歴の概要を所管する局長に届け出なければならない。

2 組合は、組合長等が退任したときは、退任した日から起算して2週間以内に退任年月日、その役別、住所、氏名及び退任の理由を所管する局長に届け出なければならない。

(参事、会計主任に関する届出)

第24条 組合は、参事又は会計主任を選任又は解任したときは、選任又は解任した日から起算して2週間以内にその職別、住所及び氏名を所管する局長に届け出なければならない。

2 [略]

(報告)

第27条 組合は、次に掲げる場合においては、当該事実が発生したときから起算して2週間以内にその旨を知事に報告しなければならない。

(1)～(3) [略]

(準用)

第29条 第6条、第9条、第13条から第15条まで、第19条、第20条、第22条から第25条まで、第27条及び第28条の規定は、県の区域を地区とする森林組合連合会について準用する。この場合において、第28条中「所管する局長」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。

(提出書類の部数及び経由)

第30条 [略]

2 法及びこの規則の規定による書類の提出部数は、直接知事又は局長に提出するものにあつては1通、所管する地方振興局長を経由して知事に提出するものにあつては2通とする。

様式第1号(第2条関係)

[略]

振興局長 様

[略]

様式第2号(第2条関係)

[略]

振興局長 様

[略]

様式第3号(第2条関係)

[略]

振興局長 様

[略]

様式第4号(第3条関係)

[略]

振興局長 様

[略]

様式第5号(第3条関係)

[略]

振興局長 様

[略]

様式第6号(第3条関係)

[略]

振興局長 様

[略]

様式第7号(第4条関係)

[略]

振興局長 様

[略]

様式第8号(第4条関係)

(準用)

第29条 第6条、第9条、第13条から第15条まで、第19条、第20条、第22条から第25条まで、第27条及び第28条の規定は、県の区域を地区とする森林組合連合会について準用する。この場合において、第6条、第9条、第20条第4項、第22条第2項、第23条、第24条第1項及び第28条中「所管する局長」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。

(提出書類の部数及び経由)

第30条 [略]

2 法及びこの規則の規定による書類の提出部数は、直接知事又は局長に提出するものにあつては1通、所管する局長を経由して知事に提出するものにあつては2通とする。

様式第1号(第2条関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第2号(第2条関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第3号(第2条関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第4号(第3条関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第5号(第3条関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第6号(第3条関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第7号(第4条関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第8号(第4条関係)

[略]

振興局長 様

[略]

様式第9号 (第4条関係)

[略]

振興局長 様

[略]

様式第10号 (第5条関係)

[略]

振興局長 様

[略]

様式第10号の2 (第9条の2関係)

[略]

岩手県知事 様

( 広域振興局長 )

[略]

様式第11号 (第10条関係)

[略]

振興局長 様

[略]

様式第11号の2 (第10条の2関係)

[略]

振興局長 様

[略]

様式第12号 (第11条関係)

[略]

( 振興局長 )

[略]

様式第13号 (第12条関係)

[略]

( 振興局長 )

[略]

森林組合法第83条第2項の規定により、関係書類を添えて、解散の決議の認可を申請します。

[略]

様式第16号 (第17条関係)

[略]

振興局長 様

[略]

様式第17号 (第17条関係)

[略]

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第9号 (第4条関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第10号 (第5条関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第10号の2 (第9条の2関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第11号 (第10条関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第11号の2 (第10条の2関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第12号 (第11条関係)

[略]

( 広域振興局長 )

[略]

様式第13号 (第12条関係)

[略]

( 広域振興局長 )

[略]

森林組合法第83条第2項の規定により、関係書類を添えて、解散の認可を申請します。

[略]

様式第16号 (第17条関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第17号 (第17条関係)

[略]

<p>振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第18号 (第17条関係)</p> <p>[略]</p> <p>振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第19号 (第18条関係)</p> <p>[略]</p> <p>振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第20号 (第18条関係)</p> <p>[略]</p> <p>振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第21号 (第18条関係)</p> <p>[略]</p> <p>振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第21号の2 (第18条の2関係)</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事 様</p> <p>( 広域振興局長 )</p> <p>[略]</p> <p>様式第22号 (第22条関係)</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事 様</p> <p>( 広域振興局長 )</p> <p>組合の住所</p> <p>[略]</p> <p>様式第23号 (第22条関係)</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事 様</p> <p>( 広域振興局長 )</p> <p>[略]</p>	<p>広域振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第18号 (第17条関係)</p> <p>[略]</p> <p>広域振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第19号 (第18条関係)</p> <p>[略]</p> <p>広域振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第20号 (第18条関係)</p> <p>[略]</p> <p>広域振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第21号 (第18条関係)</p> <p>[略]</p> <p>広域振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第21号の2 (第18条の2関係)</p> <p>[略]</p> <p>広域振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第22号 (第22条関係)</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事 様</p> <p>組合の住所</p> <p>[略]</p> <p>様式第23号 (第22条関係)</p> <p>[略]</p> <p>広域振興局長 様</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の森林組合法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の森林組合法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。